

インフルエンザの説明（必ずお読みください）

インフルエンザの予防接種について（皮下注射用）

1 インフルエンザ予防接種について

インフルエンザ予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられます。

しかし、この予防接種は義務ではないため、ご本人または保護者が接種を希望する場合に行うものです。

接種を希望する場合は、十分医師から説明を聞き、理解をした上で判断をしてください。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は、約5か月間とされています。（より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前の1~2月中旬までに接種しておく必要があります。）

2 インフルエンザ予防接種の副反応

免疫をつけるためにワクチンを接種したとき、免疫がつく以外の反応がみられることがあります。これを副反応といいます。季節性インフルエンザワクチンで比較的多くみられる副反応には、接種した場所（局所）の赤み（発赤）、はれ（腫脹）、痛み（疼痛）等が挙げられます。接種を受けられた方の10~20%に起こりますが、通常2~3日で消失します。

全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などが見られます。接種を受けられた方の5~10%に起こり、こちらも通常2~3日で消失します。

また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み（発赤）、搔痒感（かゆみ）、呼吸困難等）が見られることもあります。ショック、アナフィラキシー様症状は、ワクチンに対するアレルギー反応で接種後、比較的すぐに起こることが多いことから、接種後は接種した医療機関の指示に従い、医療機関内で安静にしてください。また、帰宅後に異常が認められた場合には、速やかに医師に連絡してください。

3 予防接種を受けることができない人

（1）明らかに発熱のある人

- 一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

（2）重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

- 急性の病気で、薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化がわからなくなる可能性があるので、その日は見合わせるのが原則です。

（3）インフルエンザ予防接種に含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

※「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗がたくさん出る、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（とうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状や、血圧が下がっていく激しい全身反応のことです。

（4）その他、医師が不適当な状態と判断した場合

- 上の（1）～（3）に該当しなくても、医師が接種不適当と判断したときは接種できません。

裏面もあります。

4 他の予防接種を受けている場合の接種間隔

インフルエンザワクチン接種前に受けた予防接種の有無、種類、間隔を確認し、医師と相談した上で接種してください。

ただし、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に行う同時接種は、医師が特に必要と認めたときに行います。

5 以下に該当する方は予防接種を受ける際に、担当医師に申し出て下さい

- (1) 心臓病、じん臓病、肝臓病や血液、発育障害等の基礎疾患がある方
- (2) 前にインフルエンザの予防接種を受けた時、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた方
- (3) 今までにけいれんを起こしたことがある方
- (4) 過去に免疫不全の診断を受けた方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (5) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある方
- (6) インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある方

6 予診票の記入

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける子どもの保護者または本人が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

7 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがまれにあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチン接種後24時間は、体調の変化に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は、いつも通りの生活をしてもかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

8 副反応が起った場合

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。

そのほか、ご不明なことがある場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

9 予防接種による健康被害救済制度について

インフルエンザワクチンの予防接種は、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われるため、国の予防接種健康被害救済制度の対象外となります。

健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けるほか、行政措置のため、天童市が独自に加入している補償保険の対象となります。

天童市健康福祉部

健康課 健康企画係

電話 023-652-0884